

生駒市条例第1号

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月13日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

10 平成26年4月1日から平成30年2月2日までの間に任期満了し、又は退職した市長又は副市長に支給する退職手当の額は、別表第2の規定にかかわらず、同表の規定による退職手当の額から、その額に100分の25を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成26年4月1日から平成30年2月2日までの間に任期満了し、又は退職した教育長に支給する退職手当の額は、第2条第6項の規定にかかわらず、同項の規定による退職手当の額から、その額に100分の25を乗じて

得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正）

第3条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成24年3月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

3 平成26年4月1日から平成30年2月2日までの間に任期満了し、又は退職した管理者に支給する退職手当の額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定による退職手当の額から、その額に100分の25を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。